

## 取締役の第三者に対する責任・ 法の趣旨・法的性質

（東京地裁平五(ワ)九四九五号，損害賠償請求事件，）  
（平 7・4・25 民三七部判決，判例時報1561号132頁）

濱 田 盛 一

### 〈事実の概要〉

原告Xらは被告Y<sub>1</sub>との間において，後記のゴルフ会員契約を締結したものである。Y<sub>1</sub>は，ゴルフ場及び各種スポーツ施設の経営等を目的とする株式会社であり，被告Y<sub>2</sub>は，平成2年10月2日から平成3年4月30日までの間及び平成3年6月5日から現在に至るまでY<sub>1</sub>の代表取締役であり，被告Y<sub>3</sub>は，平成2年10月2日から現在に至るまでY<sub>1</sub>の取締役である他，訴外E会社の取締役である。

Y<sub>1</sub>の経営する本件ゴルフ場は，平成2年11月から新規の会員募集を開始し（以下「本件新規募集」という。），Xらとの間において，平成3年1月ないし5月ころ，Y<sub>1</sub>が所有していた白河カントリーゴルフクラブ（以下「本件ゴルフ場」という。）のゴルフコース及びクラブハウス等の付帯施設（以下「本件ゴルフ施設」という。）をXらに対し利用させることを約し，これに対してXらがY<sub>1</sub>に対し入会金及び会員資格保証金を支払うことを約する内容のゴルフ会員契約（以下「本件契約」という。）をそれぞれ締結し，XらはY<sub>1</sub>に対して，入会金及び会員資格保証金を支払った。

Y<sub>1</sub>は現在倒産状態にあり，本件ゴルフ施設の敷地は，平成5年4月14日，福島地方裁判所白河支部により競売開始決定がなされた上，同年9月22日，訴外B会社に売却許可決定が為されて，同月30日には，同決定が確

定し、同年11月5日、配当期日に債権者に対して配当がされている。

この結果、Xらは本件ゴルフ施設の利用はもはや不能になった。

そこで、Xらは債務の履行不能を理由にY<sub>1</sub>に対して入会金等の返還を求めるとともに、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>に対し、Y<sub>1</sub>を健全に運営すべき業務上の義務を怠り、本件ゴルフ場再開の見通しもないのに会員権の新規募集を行ったことは取締役の任務懈怠にあたるとして、商法266条ノ3第1項〔会社法429条1項・430条〕に基づき損害賠償を請求したものである。

### 〈判 旨〉

「以上の事実によれば、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>の代表取締役として、Y<sub>3</sub>はY<sub>1</sub>の取締役として、本件ゴルフ場の再開のための本件新規募集のような大規模で専門的知識と多額の資金を要し、しかも多数の者の利害に関わる事業に着手し、これを推進しようとするときは、そのY<sub>1</sub>との間の業務上の義務として、その成否につき、事前に十分な調査研究を遂げた上、建設運営資金の調達につき客観的で合理的な裏付けをもった計画を確立してことに当たるべき義務を負担するというべきであるのに、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>らは、前代表取締役である訴外Aらの右計画に関する説明を鵜呑みにし、平成2年1月ころから株式市況が低迷傾向に入った他、その後には銀行融資には貸出規制が行われる状況にあった当時において、新規募集によりどの程度の新規会員及び会員権販売収入を確保しうるかにつき、本件ゴルフ場再開計画の安全性・確実性・実現性を確認するとの観点からの別段の調査研究をしないまま、右の訴外Aらの説明どおり、2,000人の新規会員及び金50億円の新規募集会員権販売収入が得られ、うち金20億円を本件ゴルフ場改修費用に、約金15億円を旧会員の整理解約費用に支出し、残余の一部を負債の返済等に充てることにより本件ゴルフ場を再建するという内容の計画に実現性があるものと信じ、金融機関からの資金協力を得る見込みも存在しないまま、この会員権販売収入のみを再建の資金源にして、本件ゴルフ場再建を意図したものであるところ、右の計画においては、約金20億円の本件ゴルフ場

改修費用が計上されていた他、計画実施時においては、訴外C及び訴外D等の金融機関に対し、合計約金30数億円に上る負債を抱えており、うち訴外Cに対しては1、2年のうちに、約金20数億円の返済をする必要があったことから、新規の会員権募集販売収入からはこれらの返済をも考慮しなければならない状況にあり、更に旧会員の整理には約金15億円の支出が見込まれており、実際には約金10億円に上る販売手数料の支出を余儀なくされているところから、本件新規募集が当初の計画どおり約金50億円の会員権販売収入を挙げたととしても、支出額が会員権販売収入を総額においては約金10億円以上上回ることになり、その計画通りの本件ゴルフ場再開に至ることができたかについては疑問があり、また本件新規募集実施の結果、特別縁故募集の正会員を597名、同じく特別縁故募集の平日会員を197名集め、会員権販売収入として約金23億円相当の収入を得たものの、右収入は計画していた会員権販売収入の約半分に過ぎず、しかも実際の会員権販売収入の大部分がY<sub>1</sub>の前記負債の一部の返済及び会員権販売手数料として支出された上、ほんんど負債の元本を減少させるに至らず、本件ゴルフ場改修には金1億円足らずの支出しか為しえないことになって本件ゴルフ場の再開が行き詰まったこと、そこで旧会員の整理の当初の案を放棄して旧会員及び新会員に対し更なる出捐を要請したものの、新旧会員の大方の協力を得るところとはならず、本件ゴルフ場の競売、事実上の再建の断念に至ったという経緯、訴外Aらがいかなる調査・検討の結果本件新規募集に実現性あるものと判断して計画立案を行ったかについての証拠の存しないこと、前記認定のとおりY<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>らが本件新規募集について訴外Aらの調査・検討を全面的に信用して自ら調査・検討することをほとんど怠っていたこと、実際には本件ゴルフ施設の改修等よりも負債の返済又は販売会社への販売手数料に優先的に支払われていることから、バブル経済の崩壊の予測の困難性等Y<sub>2</sub>らに有利な事情を勘案しても、本件ゴルフ場の再開を目的とする本件新規募集に当たっては本件ゴルフ施設改修のために支出できる資金の確保に対しての見通しを立てるべきであるにもかかわらず、

本件ゴルフ場再開に向けての十分な見通しのないまま新規に会員を募集し、Xらから右のとおり入会金、会員資格保証金等の支払を受けながら、本件ゴルフ施設の利用を不能とさせたのは、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>においては、Y<sub>1</sub>の代表取締役もしくは取締役としての職務上の義務の懈怠につき重大な過失があったものと認めるのが相当である。」「したがって、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>はXらに対し、商法266条ノ3〔会社法429条1項・430条〕に基づきXらが被った……損害を賠償すべき義務を負うものというべきである。」

## 〈研 究〉

判決の検討に入る前に、商法266条ノ3〔会社法429条1項・430条〕の法意等について紹介することとする。「取締役は会社のために職務を行うものであり、この任務を怠ると会社に対し責任を負うのは当然であるが、第三者とは直接の関係に立たず、不法行為責任（民709条）以外を負わないはずである。しかし商法〔会社法〕は、悪意・重過失の職務執行があれば第三者に対して損害賠償責任を負うとし、不実の情報開示については举证責任を転換する（商266条ノ3第1項2項〔会社法429条1項2項〕、（なお、商法特例法21条の22〔会社法429条〕））。

第三者がこれにより取締役の責任を追及する例は非常に多い。会社と取引した第三者が、会社から満足を得られないときは（倒産など）、救いをこの規定に求める。資力の弱い中小企業をめぐる事件が多く、法人格否認の法理に代わる機能を果たしてきた。判例の事案は多岐にわたる。典型例は2つに大別できる。① 間接損害—取締役の違法な行為（放漫経営など）が会社に損害を及ぼし、そのために会社が資力を失った結果、第三者が損害を受けた場合。② 直接損害—支払見込みのない手形で商品を仕入れるなど、会社の損害を経由せずに、第三者が取締役の行為で損害を受けた場合。商法266条ノ3〔会社法429条〕をどの範囲に適用すべきかについて学説は分かれた。間接損害の場合に限る説は、同条を債権者代位権（民423条）の特則と見て、直接損害の場合は一般不法行為の規定に委ねるのがよ

いとした。直接損害の場合に限る説は、複雑な職務を迅速に処理しなければならぬ取締役には、軽過失の責任を免除する点で、同条が不法行為規定の特則だと見た。直接・間接の両損害とも適用範囲に含める説は、同条が特別の責任を法定したと見る。

最高裁大法廷判決は最後の立場をとる。『法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、取締役において悪意または重大な過失により右義務〔善管義務・忠実義務〕に違反し、これによって第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、会社がこれによって損害を被った結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被った場合であることを問うことなく、当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任ずべきことを規定したのである。……以上のことは、取締役がその職務を行なうにつき故意により直接第三者に損害を加えた場合に、一般不法行為の規定によって、その損害を賠償する義務を負うことを妨げるものではないが、取締役の任務懈怠により損害を受けた第三者としては、その任務懈怠につき取締役の悪意または重大な過失を主張し立証しさえすれば、自己に対する加害につき故意または過失のあることを主張し立証するまでもなく、商法266条ノ3〔会社法429条〕の規定により、取締役に對し損害の賠償を求めることができるわけであり、また、同条の規定に基づいて第三者が取締役に對し損害の賠償を求めることができるのは、取締役の第三者への加害に対する故意または過失を前提として会社自体が民法44条の規定によって第三者に對し損害の賠償義務を負う場合に限る必要もないわけである』（最大判昭和44年11月26日民集23卷11号2150頁、会社百選120頁）」（龍田 節『会社法（第10版）』91頁）。なお、洲崎博史「取締役の第三者に対する責任の法意」江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選』158頁は学説等について簡潔に整理されている。

関連する下級審判決例としては、名目的取締役につき商法266条ノ3第1項前段所定の第三者に対する損害賠償責任が認められた事例（東京地裁昭55・9・22判決（判時998号98頁））、株式会社の倒産により損害を蒙った債権者が、右会社の平取締役及び監査役に対し、右会社の粉飾決算及び放漫経営につき監視義務違反があるとして求めた損害賠償請求の棄却された事例（東京地裁昭58・2・24日判決（判時1071号131頁））、代表取締役が事実上業務の執行を委任していた者の会社経営の失敗に故意および重過失が認められないため代表取締役の損害賠償責任が否定され事例（名古屋高裁金沢支部昭58・3・30判決（判時1081号138頁））、事実上の取締役の対第三者責任を肯定した事例（東京地裁平2・9・3判決（判時1376号110頁））等がある。

関連する最高裁判決例としては、取締役の対第三者責任の消滅時効期間に関する事例（最高裁昭49・12・17（民集28巻10号2059頁））、平取締役の監視義務に関する事例（最高裁昭48・5・22）民集27巻5号655頁）、選任決議を欠く登記簿上の取締役の対第三者責任に関する事例（最高裁昭47・6・15（民集26巻5号984頁））、退任登記未了の取締役の対第三者責任に関する事例（最高裁昭62・4・16（判時1248号127頁））等がある。

ところで、本件判決は、商法266条ノ3第1項〔会社法429条・430条〕による取締役の責任を積極的に肯定し被害者であるXらの請求を認容しているが、事実認定によれば判旨を是とせざるを得ない。まず、本件は、営業休止状態にあったゴルフ場の再建を目指すものであるが、本件ゴルフ場の再建のためには、大規模な新規会員の募集、専門的知識と多額の資金を必要とし、しかも多数の者（とくにゴルフ場を利用する会員）の利害に直接関わるものであることから、用意周到かつ慎重な計画と巨額の資金についての手当について十全を期すことが求められる。ところが、過去の金融機関等への負債が多額であり、これの整理（返済等）を迫られていたようであり、また当該ゴルフ場の整備にも多額の費用が必要であり、さらに旧会員の整理解約にも相当の金額を必要とする状況の下で、金融機関からの

資金協力を得る見込みがないまま、しかも自己保有資金もほとんどない中、 $Y_2 \cdot Y_3$  は、訴外Aらに再建計画・資金計画の立案のすべてを委ね、その上策定されて再建計画・資金計画（会員券販売収入のみを再建の資金源とする）等について、 $Y_1$  の経営者として計画立案者に十分に説明を求め、疑問点を糺し、その安全性・確実性・実現性・妥当性等についてそれなりに把握・確認するべきは当然の責務あると思われるが、そのような責務を全く果たすことなく、訴外Aらの再建計画・資金計画についてその実現性があるものと漫然、信じこれを実行したものであり、その結果、破綻し、新規会員等のXらに損害を与えたものである。 $Y_2 \cdot Y_3$  の代表取締役・取締役としての任務懈怠は明らかであり、それは、悪意とまではいえないが、重大な過失によるものと言わざるを得ず、その結果の破綻によるXらの損害の発生であることから、 $Y_2 \cdot Y_3$  の取締役としての任務懈怠とXらの損害との間に明らかに因果関係が認められることには疑問の余地はない。 $Y_2$  および  $Y_3$  の企業経営者としての資質に多大な疑問を感じざるを得ない事例といえよう。

（なお、本件事実の事実関係からは詳らかでないが、 $Y_1$  および  $Y_2 \cdot Y_3$  の無資力が懸念されることからXらの損害賠償金の確保という観点からは、金約10億円に上る会員権販売手数料の回収による損害賠償金への充当ということも考えられなくはないが、会員権販売手数料は会員権販売の対価として当然支払われるべきものであることから、仮に会員権販売会社等が $Y_1$  と別人格であるとすれば本件事実の被告適格性に疑義が生ずる。したがって、会員権販売会社等が本件ゴルフ場の再建について当初から駄目で再建ができないということを予見し確信していたなどの特段の事情があれば格別、そのような事情がない限り困難なことである。）

#### 〈参考文献〉

本文中に掲記したもの。

以上